

＜参考＞ 障害区分の解説

■障害区分について

障がいが重複している場合には、選択した1つの障害区分で参加しなければならない。

■肢体不自由者の障害区分

1. 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障がいがない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障がいとして区分する（7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する）。
2. 肢体不自由では、複数の部位に障がいがあり、1肢以上が6級以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象とならない。（例：左上肢が3級、右上肢6級、左下肢7級の場合は両上肢が障害区分の対象。）
3. 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
4. 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
5. 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
6. 完全とは、上肢や下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
7. 不完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
8. サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
9. 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
10. 切断または機能障害の競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
11. 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす使用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
12. 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
13. 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることがある。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできる競技者を対象とする。

■視覚障害の区分について

視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。また、矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、「その他の視覚障害」に区分される。

肢体不自由1

切断または機能障害	立位	上肢	切断	障害区分名	解説
				手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
		機能障害	片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者	
			片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
		両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者		
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
			片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者	
			機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
		片下肢完全		片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
	両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、 両側にそれぞれある者			
	両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者			
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者	
			多肢切断	三肢以上の切断者	
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がい)が該当する)【注1】			

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
			多肢切断(ボッチャ)	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギラン・バレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
【注3】(水泳) 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用(陸上競技)	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用または、使用(ボッチャ)	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障がいがある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上下肢と下肢または片側の上下肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用(陸上競技)	上肢による車いす使用者【注4】
		立位	その他走不能(陸上競技)	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			その他走不能(ボッチャ)	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			上肢に不随意運動を伴う走可能(陸上競技)	目的動作に障がいがある等の上肢の協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者
			その他走可能(陸上競技)	【注5】
			四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
	水泳		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢のストローク動作も走ること両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。
【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

肢体不自由4

その他	電動車いす常用(陸上競技)	四肢体幹機能障害等により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用(ボッチャ)	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者

視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
【注7】矯正後の良い方の視力が、0.02以上の場合は、視野障害の有無に関

内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう・又は直腸機能障害が有る者は含まない
------	--------------	----------------------------------

知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------	------	-------

知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------